

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



令和7年度 ～ 令和11年度

丹波山村

1 森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。「森林環境税」は、令和 6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。



出典：林野庁 HP

2 丹波山村の現状

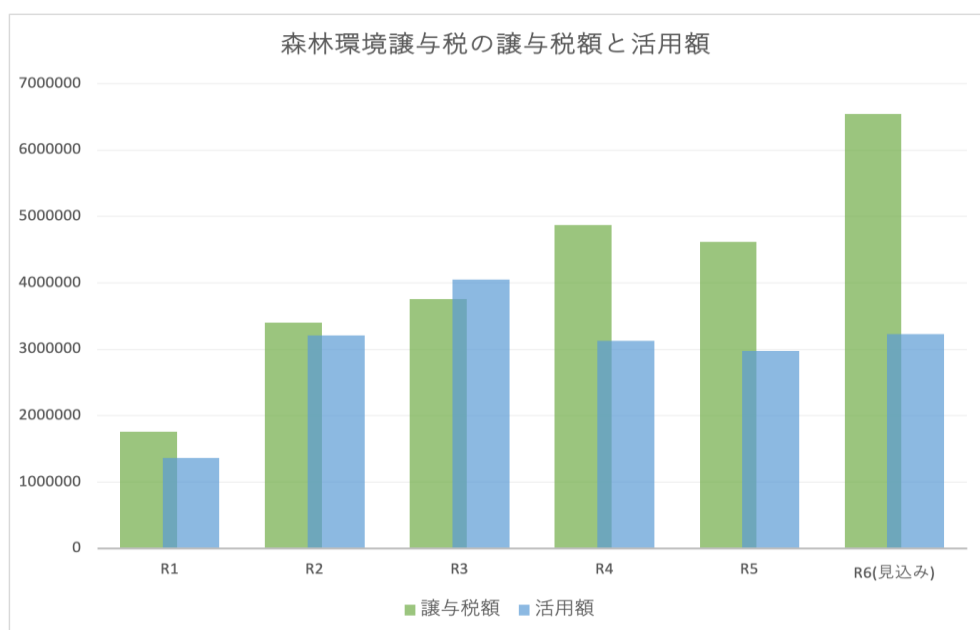
本村の総面積は 10,130ha、森林面積は 9,868ha で総面積の 97%を占めており、森林に非常に恵まれています。森林面積のうち約 70%が東京都有林となっており、水源涵養林として機能を発揮するための森林施業が進められています。このように都道府県を越えた流域での管理体制は、日本国内でも事例が少なく、特徴的な状況となっています。東京都有林を除く民有林面積は 2,969ha で、そのうち村有林が 621ha、私有林が 2,338ha となっています。本村の森林面積のうち、スギやヒノキを主体とした人工林の面積は約 26%で県平均の約半分となっているものの、伐期の長期化により 9 齢級以上の林分が人工林の約 94%と多くを占めている状況は他の地域と同様です。

森林所有者は 5ha 以下の小規模所有林家が半数以上を占め、林業従事者の減少、高齢化が進み深刻な状況となっており、本村の林業を取り巻く環境は、木材

価格の低迷による採算性の悪化等の影響で厳しい状況が続いています。さらに、近年ではニホンジカ等による鳥獣害の深刻化で造林に対するコストが増加している状況です。そのため、森林の適正な管理が行き届かず、木材供給能力や森林の公益的機能の低下が懸念されているため、森林環境譲与税を活用し、森林や林業を取り巻く環境を改善することが求められています。

3 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針策定の趣旨

森林環境譲与税は、私有林の人工林面積（55%）、林業就業者数（20%）及び人口（25%）による割合によって額が決定します。市町村が体制整備を行う令和元年度から令和5年度までの期間は、段階的に増加するよう譲与されていました。令和6年度以降は毎年ほぼ同額が譲与される見込みとなり、同時に住民への課税が開始されました。村では、この森林環境譲与税の使途を明確にし、森林や林業に資する取り組みに対して有効活用するため、本方針を策定します。



これまでの、森林整備や村産材利用、普及啓発活動などに幅広く活用してきました。基金積立当該年度の実施計画において支出のなかった森林環境譲与税は、丹波山村森林環境譲与税基金に積み立てることとしており、今後の状況に合わせて適切に活用する計画です。

4 活用方針

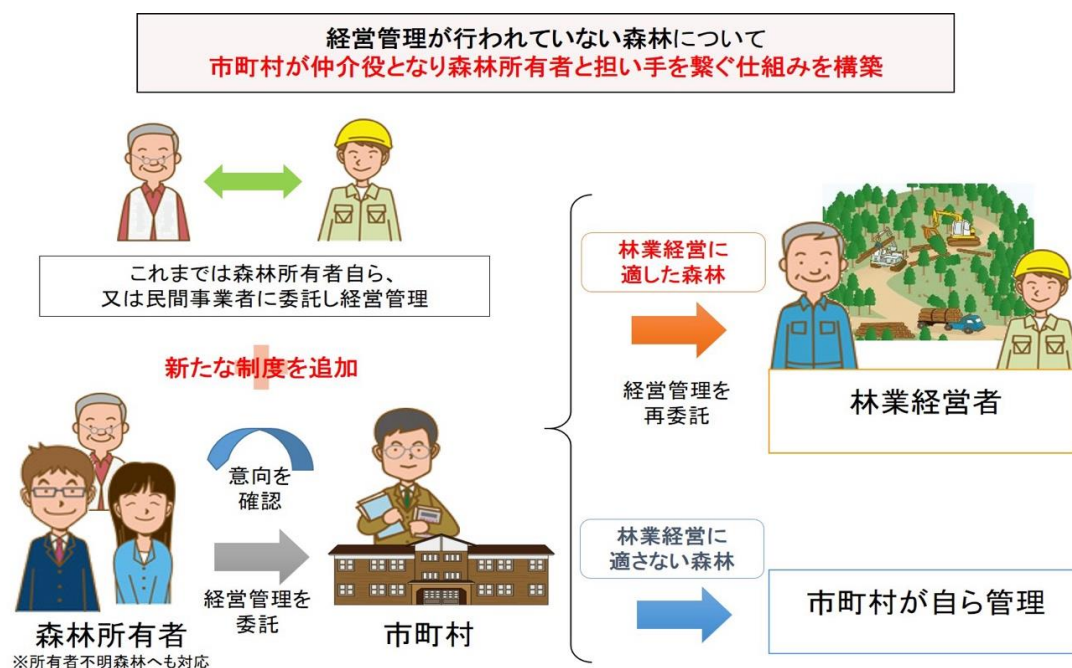
森林環境譲与税を活用し、以下の6つの事業を中心に取り組むこととします。

(1) 森林整備事業

本村の森林のうち、特に人工造林された私有林を対象に、間伐や枝打ち、下刈りなどの保育作業を行い、適切に管理され公益的機能の高い森林へ導きます。

また、森林経営管理制度による意向調査実施後の森林整備についても本事業

で実施します。尚、森林経営管理制度については以下のとおりです。



出典：林野庁 HP

(2) 丹波山村産材の利用推進

村内には製材所や木工所が存在せず、通常の流通においては、村内で生産された木材を地産地消という形で利用することが困難な状況となっています。そこで、森林環境譲与税を活用し、丹波山村産材の利用推進に取り組みます。丹波山村内の森林で生産された丸太を製材、乾燥し、施設の木質化や木製品等に加工して利用します。多くの住民が村産材に触れることができ、他の地域へのPRにも繋がるような取り組みを実施します。

（３）林業の担い手対策・普及啓発

村内の林業や木材産業の担い手は、人口減少と高齢化により減少が続いています。新規就業者を増やし、雇用の安定化を図るため、安全装備や林業機械の導入、技術研修会等の取り組みを支援します。

（４）木質バイオマス利用促進

温泉施設に導入されている薪ボイラー等、木質バイオマスの取り組みを推進し、林地残材の有効利用や木材の地産地消を図ります。

（５）森林被害防止

森林率 97%の丹波山村では、ナラ枯れや倒木等の森林被害の発生が懸念されます。そこで、定期的な森林の巡視や調査、発生した倒木の処理等を行い、森林被害防止に取り組みます。また、急峻な地形に囲まれた本村において、歩道や作業道は日常的に利用する重要なインフラと捉え、維持や簡易な補修も行います。

（６）基金積立

本村の森林環境譲与税は他市町村と比較して額が少ないため、適切に基金への積立を行うことにより、翌年度以降の事業実施に備えます。